

秋田県週休２日制モデル工事に関する建設部運用

秋田県週休２日制モデル工事实施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。

要綱第２条関係（定義）

- １ 要綱第２条(3)の「作業」には、現場事務所等での当該モデル工事に係る事務作業を含む。
- ２ 要綱第２条(5)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。
 - ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
 - ②工事全体を一時中止している期間
 - ③施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間
 - ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第３条関係（休日）

- １ 発注者は、受注者に対し、別紙３を参考に勤務状況確認表を記載させ、毎月の履行報告書を添付し提出させるものとする。最終月に関しては工事完成届とともに提出するものとする。
- ２ 要綱第３条第２項の「別に定めるところ」とは、次の①から③のとおりとする。
 - ①休日作業日と同一の１週間で確保することを原則とする。
 - ②降雨等、やむを得ない事由により作業できない日が続き、その日を休日にした場合に工事の進捗に重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、休日作業日の前後の週で当該休日作業日の振替休日を確認した場合においても完全週休２日と認める。
 - ③振替休日をさらに振替することは認めないものとする。

要綱第４条関係（モデル工事の指定等）

- １ 災害復旧工事については、当面の間、対象外とする。
- ２ 発注者は、実施する工事が決定した際には、都度、技術管理課へ報告するものとする。
- ３ その他の取り扱いは、以下のとおりとする。
 - （１）発注者指定型
 - ①発注概要書に別紙１のとおり記載するものとする。
 - ②特記仕様書及び現場説明書に別紙２のとおり記載するものとする。
 - （２）受注者希望型
 - ①特記仕様書及び現場説明書に別紙２のとおり記載するものとする。
 - ②発注者は、受注者と施工計画書の提出前に協議を行い、週休２日の実施を判断するものとする。
- ４ 要綱第４条第２項の「モデル工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該モデル工事の現場が被災した場合など、週休２日を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第６条関係（工期変更）

- １ 週休２日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。

- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

（土木工事における工事費の積算）

- 1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。

（1）発注者指定型の場合

①発注時

4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乘じるものとする。

②精算変更時

現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。

（2）受注者希望型の場合

①発注時

直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。

②精算変更時

工期内において4週6休以上の現場閉所を達成した場合は、達成状況に応じて補正する。

- （3）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1による。

- （4）市場単価の補正係数は別表2による。

（港湾工事における工事費の積算）

- 2 港湾工事における積算は、以下のとおりとする。

（1）受注者希望型のみを対象とする。

①発注時

当面の間、直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。

②精算変更時

工期内において4週8休以上の現場閉所を達成した場合は、別表3の補正係数を乘じるものとする。

- （2）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。判断基準は以下のとおりとする。

経費のイメージ

直接工事費

間接工事費

①港湾基準の工種（労務費、機械経費の補正） ①>②：港湾基準の間接費率

②土木基準の工種（労務費、機械経費の補正） ①<②：土木基準の間接費率

- (3) 4週8休以上の現場閉所を達成した場合、港湾工事市場単価を適用する工事について、港湾工事市場単価工種毎に設定された、別表4の補正係数を、標準市場単価（施工規模等補正後）に乘じるものとする。

（空港土木請負積算基準を適用する工事における工事費の積算）

- 3 空港土木請負積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする。

(1) 受注者希望型のみを対象とする。また、維持工事は対象外とする。

①発注時

当面の間、直接工事費及び間接工事費の補正は行わず、通常積算とする。

②精算変更時

工期内において4週6休以上の現場閉所を達成した場合は、閉所状況に応じて別表5の補正係数を乘じるものとする。

(2) 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。

要綱第9条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行い、少なくとも標準工期を下回る工期設定は行わないものとする。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙3～5）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。
- 4 発注者は、受注者に対し、別紙4を参考とした工事名標示板を現場に設置させるものとする。
- 5 受発注者は別紙5のアンケートを記入し、監督職員がまとめて技術管理課に提出するものとする。

附 則

この運用は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管－997 一部改正）

この運用は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年10月15日技管－514 一部改正）

この運用は、平成30年10月15日から施行する。

附 則（令和元年6月7日技管－169 一部改正）

この運用は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管－733 一部改正）

- 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意

契約にあっては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。

附 則（令和2年9月8日技管－299 一部改正）

- 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年3月11日技管－584 一部改正）

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月7日技管－161 一部改正）

この運用は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月9日技管－341 一部改正）

この運用は、令和3年10月1日から施行する。

(別 表)

別表 1 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4 週 6 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上	完全週休二日
労務費	補正なし	1. 01	1. 03	1. 05	
機械経費（賃料）		1. 01	1. 03	1. 04	
共通仮設費		1. 02	1. 03	1. 04	
現場管理費		1. 03	1. 04	1. 06	
現場閉所率	21. 4%未満	21. 4%以上 25%未満	25%以上 28. 5%未満	28. 5%以上	

別表 2 土木工事における市場単価の補正係数

名称	区分	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上 完全週休二日
鉄筋工		1. 01	1. 03	1. 05
ガス圧接工		1. 01	1. 02	1. 04
インターロッキングブロック工	設置	1. 00	1. 01	1. 02
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1. 00	1. 01	1. 01
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1. 00	1. 01	1. 01
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1. 01	1. 03	1. 04
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
防護柵設置工（落石防護柵）		1. 00	1. 01	1. 02
防護柵設置工（落石防止網）		1. 01	1. 02	1. 03
道路標識設置工	設置	1. 00	1. 01	1. 01
	撤去・移設	1. 01	1. 03	1. 04
道路付属物設置工	設置	1. 00	1. 01	1. 02
	撤去	1. 01	1. 03	1. 05
法面工		1. 00	1. 01	1. 02
吹付砕工		1. 01	1. 02	1. 03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 01	1. 02	1. 03
道路植栽工	植樹	1. 01	1. 03	1. 05
	剪定	1. 01	1. 03	1. 05
公園植栽工		1. 01	1. 03	1. 05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 00	1. 01	1. 02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 01	1. 02	1. 04
橋面防水工		1. 00	1. 01	1. 02
薄層カラー舗装		1. 00	1. 00	1. 01
グルーピング工		1. 00	1. 01	1. 01
軟弱地盤処理工		1. 00	1. 01	1. 02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1. 00	1. 01	1. 01

別表３ 港湾工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
港湾土木請負積算基準	1.05	1.04	1.02	1.03

別表４ 港湾工事における市場単価の補正係数

	補正係数
1 底面工	1.04
2 マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
3 支保工	1.05
4 足場工	1.03
5 鉄筋工	1.05
6 吊鉄筋工	1.05
7 型枠工	1.04
8 コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9 止水板工	1.05
10 上蓋工	1.05
11 伸縮目地工	1.03
12 係船柱取付	1.05
13 防舷材取付	1.05
14 車止・縁金物取付	1.05
15 係船柱撤去	1.05
16 防舷材撤去	1.05
17 車止撤去	1.05
18 電気防食取付	1.05
19 防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20 防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
21 吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
22 港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23 ペトラタム被覆	1.05
24 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26 かき落とし工	1.05
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29 灯浮標設置・撤去	1.04
30 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
31 異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

別表５ 空港土木請負積算基準における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休二日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
機械経費（賃料）		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費		1.01	1.02	1.03	
現場管理費		1.01	1.03	1.04	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	